

クローズアップ輸送業界2024年

第14回 新しい「ガイドライン」に基づく 荷主企業・物流事業者の 取り組みポイント



小山 雅敬 (こやま まさのり)

大阪大学卒。都市銀行、シンクタンク、損害保険会社勤務後、株式会社 コヤマ経営設立。運送業コンサル歴30年以上。指導企業数3千社超。講演・執筆多数。著書に『運送業経営相談室(日本法令)』(実例に基づくトラック運送業の資金制度改革(日本法令))。資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など

今年6月2日、内閣府から「物流革新に向けた政策パッケージ」が発表され、同時に経済産業省・農林水産省・国土交通省の連名で「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」)」の内容も発表されました。今回は、ガイドラインに記載されている双方の取り組むべきポイントについて解説します。

[安定的な輸送サービスの提供に向けて前進]

ガ

イドラインには、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者それぞれに「実施が必要な事項」と「実施することが推奨される事項」が分けて策定されています。ここでは早急に「実施が必要な事項」をラインアップしました。今後「トラックGメン※(新設)」などによる監視も予定されており、以下の内容を意識して取り組むことが求められています。

※ 適正な取り引きを阻害する疑いのある発・着荷主や元請事業者を監視し、不適切な運賃を強要されないよう標準的な運賃の活用状況などを調査します。

●「発荷主・着荷主」において実施が必要な事項

項目	ポイント
①荷待ち時間・荷役作業にかかる時間の把握	物流事業者だけでなく、荷主企業もドライバーの荷待ち時間などを把握する必要がある
②荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール	①に関連する時間を2時間以内に抑えることを義務化(既に2時間以内の場合はさらなる時間短縮が努力義務)
③「物流管理統括者」の選定	荷主企業の社内に物流業務の実施を統括管理する者(役員クラス)を選任する必要がある
④物流の改善提案と協力	物流事業者などから荷待ちや荷役作業に関する要請があった場合は真摯に協議に応じ、自ら積極的に提案することを求める
⑤運送契約の適正化	運送契約は書面化と運賃・料金の別建てを原則とし、荷役作業などの料金を支払い、コスト上昇分について運賃に転嫁する必要がある
⑥下請取引の適正化	多重下請けが発生しないよう留意
⑦物流業務の効率化・合理化	発荷主には出荷に合わせた生産や荷造りおよび出荷予定期刻の設定を求めており、着荷主には納品リードタイムの十分な確保を求める

●「物流事業者」において実施が必要な事項

項目	ポイント
①業務時間の把握・分析	運送・作業・荷待ちなどの各時間を適正に把握し、改善活動を実施する必要がある
②長時間労働の抑制	仕事の受注時点で法令順守の可否を確認する必要がある
③運賃の適正収受	「運送契約の書面化」や「運賃・料金の別立て契約」「コスト上昇分の運賃・料金への転嫁」に関して下請先にも適正に実施することを求める
④多重下請構造の是正	元請事業者は下請事業者のリストを作成し、下請け構造を把握する必要がある
⑤「標準的な運賃」の積極的な活用	「標準的な運賃」を活用して荷主企業と積極的に交渉することを求める